

## 信玄公生誕500年記念事業実行委員会後援名義使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共団体、民間団体その他団体（以下「各種団体等」という。）が主催する事業に対する信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の後援の名義（以下「後援名義」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (後援名義使用の承認)

第2条 実行委員会の後援名義の使用は、各種団体等が主催する事業で、実行委員会として経費または人的負担はしないが、事業の趣旨に賛同し、その開催を間接的に支援する場合に承認するものとする。

### (名義使用)

第3条 使用する名義については、「信玄公生誕500年記念事業実行委員会」とする。

### (審査基準)

第4条 後援名義の対象事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (3) 新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設立目的や組織が明確であり、事業遂行能力が十分と認められる団体
- (5) その他実行委員会会長（以下「会長」という。）が適当であると認めるもの

2 後援名義の対象の事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の目的、内容及び実現可能性が明確なものであること。
- (2) 特定の宗教又は政党の活動又は宣伝等に関連しないものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 私的な営利を目的としないものであること。

### (申請手続き)

第5条 後援名義の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ信玄公生誕500年記念事業実行委員会後援名義使用承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、実行委員会の構成団体が申請を行う場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 団体等の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類
- (2) 団体等の役員その他事業関係者の住所あるいは身分を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画、規模を明らかにする書類

(4) その他会長が必要と認める書類

(承認手続き)

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、後援名義の使用の可否を決定し、申請者に対し、信玄公生誕500年記念事業実行委員会後援名義使用承認通知書(第2号様式)又は信玄公生誕500年記念事業実行委員会後援名義使用不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 後援名義の使用を承認する際には、次の条件を付するものとし、後援名義の使用の承認を受けたもの(以下「名義使用者」という。)がその条件に違反した場合は、承認を取り消すとともに、以後申請があった場合にも承認はしないものとする。

- (1) 承認時の事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、速やかにその結果について報告書を提出すること。
- (3) 感染症対策、事故防止、救護体制等については、十分に配慮すること。
- (4) 後援の承認については、事業の経費は負担しないこと。
- (5) 当該承認事由を利用して営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。

(事業終了の報告)

第7条 名義使用者は、後援名義の使用に係る事業が終了したときは、信玄公生誕500年記念事業実行委員会後援名義使用事業終了報告書(第4号様式)により報告しなければならない。

(名義使用者の責務等)

第8条 名義使用者は、後援名義の使用にあたっては、第三者に誤解を生じさせないように適正に用いなければならない。

2 後援名義の使用の承認を行った事業の実施については、すべて名義使用者において責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。